

1. 件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（211）」
2. 日 時：平成29年7月11日 13時30分～18時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 制御設備グループマネージャー
他9名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、平成29年7月4日に提出を受けた『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1. 6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」について説明があった。また、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1. 1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」について、平成29年7月6日審査会合資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等>

- サプレッション・プール水の除熱手順着手の判断基準の考え方を整理して提示すること。

<1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等>

- 手動スクラム及び制御棒手動挿入に係る手順で用いている各スイッチについて回路のつながりを整理した資料を提示すること。
- 自主設備として位置づけている設備について、自主としている理由を整理して提示すること。
- 原子炉出力抑制に使用するタービン駆動給水ポンプ、電動駆動給水ポンプ、原子炉隔離時冷却系ポンプ、高圧炉心スプレイ系ポンプの優先順位及び手順を整理して提示すること。

- 技術的能力基準解釈 2 (2) a) の適合性に対する手順として、原子炉再循環ポンプの手動停止操作について整理して提示すること。
- 原子炉緊急停止系と、代替する重大事故等対処設備との相互関係について記載すること。
- 「運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象」の定義について整理し記載すること。
- 技術的能力基準解釈 2 (2) b) の適合性に対する手順としてほう酸水注入設備を起動させる判断基準について、整理して提示すること。
- 反応度制御方法について、ほう酸水の注入、原子炉水位制御、制御棒の手動挿入の優先順位の考え方を示すとともに、実施する手順がいずれの操作に該当するか整理して提示すること。
- スクラム弁が閉の場合又は開の場合それぞれにおける制御棒挿入手順の優先順位の考え方を整理して提示すること。
- 操作の成立性について、必要人数及び時間を明確にした上で対応に必要な合計人数及び時間を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電株式会社から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・なし